

「電気通信事業法の消費者保護ルールに関する
ガイドライン」の一部改正について

電気通信事業法施行規則の一部改正（平成21年4月14日情報通信行政・郵政行政審議会答申。以下、「省令改正」という。）及び電気通信サービス利用者懇談会報告書（平成21年2月10日公表）等を踏まえ、以下のとおり改正する。

- 1 提供条件の説明対象となる電気通信役務の追加に伴う改正
省令改正により、契約締結時における提供条件の説明の対象となる電気通信役務としてBWAアクセスサービスが追加されることに伴う改正。
【主な改正箇所】：第2章－3
- 2 電気通信役務の利用に関する制限の事例追加に伴う改正
契約締結時における提供条件の説明事項である「電気通信役務の利用に関する制限」に該当する場合として、省令改正により「青少年有害情報フィルタリングサービス」が明示されることに伴う改正。
また、電気通信サービス利用者懇談会報告書等における提言を踏まえ、帯域制御を行う場合及び停電時において電話利用が不可能となる場合についても、同様に制限に該当する場合であることを明確化。
【主な改正箇所】：第2章－5・9
- 3 提供条件の説明事項の追加に伴う見直し
省令改正により、契約締結時における提供条件の説明事項として、契約の変更又は解除の連絡先及び方法が追加されることに伴う改正。
【主な改正箇所】：第2章－5・9
- 4 契約締結時等における望ましい在り方についての見直し
電気通信サービス利用者懇談会報告書における提言を踏まえ、利用者保護の観点から、電気通信役務の契約の勧誘、契約締結等に当たっては、消費者の電気通信サービスに関する知識、経験等を考慮した説明が求められること等、望ましい在り方について記載。
【主な改正箇所】：第2章－10、第3章－4
- 5 その他
規定の現行化等に伴う改正。
【主な改正箇所】：序章－2、第1章